

〈史料紹介〉 テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (17)

テオドシウス法典研究会, 代表 後藤篤子 / A, Study Group for CTh

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

68

(開始ページ / Start Page)

78

(終了ページ / End Page)

97

(発行年 / Year)

2007-09-30

〈史料紹介〉

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (一七)

テオドシウス法典研究会

(代表 後藤 篤子)

- 一 三二三年(法文①)~⑩(以上『専修法学論集』第五九号
 「一九九三年九月」)
- 二 三二四年(法文⑪)~⑳(以上同六〇号「一九九四年三月」)
- 三 三二五年一月~一〇月(法文㉓)~㉔(以上同六一号
 「一九九四年七月」)
- 四 三二五年一月~三二六年(法文㉕)~㉖(以上同六三
 号「一九九五年三月」)
- 五 三二七年~三一九年三月(法文㉗)~㉘(以上『立教法
 学』第四三号「一九九六年二月」)
- 六 三一九年四月~七月(法文㉙)~㉚(以上同四五号「一
 九九六年九月」)
- 七 三一九年七月~一〇月(法文㉛)~㉜(以上同四七号
 「一九九七年七月」)
- 八 三一九年十一月~三二〇年二月(法文㉝)~㉞(以
 上同五〇号「一九九八年七月」)
- 九 三二〇年二月~三二一年一月(法文㉟)~㊱(以上
 同五三号「一九九九年七月」)
- 一〇 三二一年二月~八月(法文㊲)~㊳(以上同五六号
 「二〇〇〇年八月」)
- 一一 三二一年八月~三二三年四月(法文㊴)~㊵(以上
 同五八号「二〇〇一年七月」)
- 一二 三二三年五月~三二五年六月(法文㊶)~㊷(以上
 『法政史学』第五七号「二〇〇二年三月」)
- 一三 三二五年六月~三二六年三月(法文㊸)~㊹(以上
 同五九号「二〇〇三年三月」)

一四 三二六年三月～七月（法文^{②①}～^{②③}）（以上同六二号
「二〇〇四年九月」）

一五 三二六年八月～三二七年三月（法文^{②④}～^{②⑤}）（以上
同六四号「二〇〇五年九月」）

一六 三二七年四月～三二九年一月（法文^{②⑥}～^{②⑦}）（以
上同六六号「二〇〇六年九月」）

一七 三三〇年二月～三三一年八月（法文^{②⑧}～^{②⑨}）（以上
本誌）

（承前）

三三〇年

②④ 第一六卷第二章第七法文

同（「^①コロンスタンティヌス」帝がヌミディア
^②州総督ウアレントリーヌスに「宣示す」）。

聖なる書物の読師、副助祭、その他の聖職者でありなが
ら、異端者たちの不正により都市参事会へと召し出された
者たちは（都市参事会員の負担から）解放され、今後はオ
リエーンズにおけると同様に、都市参事会へ決して召し出

されてはならない。それどころか、完全な免除を保持すべ
きである。^⑥
ガツリカーヌスとシユンマクスがコロンスルの年の二月
五日セルデイカで付与す。

(1) consularis. 州総督については、法文^⑨註(1)、法文^{②⑨}註
(5)を参照。

(2) Valentinus. ヌミディア州総督の前にフラウミニニア・ピー
ケームム州総督を務めた。cf. Barnes, *New Empire*, pp. 162
et 173; *PLRE*, i, p. 936 (M. AVR. VAL. VALENTINVS 12).

(3) lectores divinatorum apicum et hypodiaconi ceterique clerici.
Gothofredus, ad h. l.によれば、キリスト教の聖職者は司教
episcopus、司祭 presbyter および助祭 diaconus と、その他
の聖職者（副助祭 subdiaconus、読師 lector など）の間で
区別されていた。本法文は司教などの高位聖職者に与えら
れていた特権を下級聖職者にも拡大したものとされる。

(4) haeretic. 名宛人がヌミディア州総督であることから、ド
ナートゥス派を指すものと考えられる。なお、本法文と同
じ二月五日の日付を持つコロンスタンティヌス帝からヌ
ミディアの司教たちに宛てられた書簡も残されている
(Opatus, App. X)。なお、ドナティズム問題については法
文^⑧も参照。

(5) Gothofredus, ad h. l. は、本法文のオリエーンズがオリ

エーンス道を示すのか帝國東方を示すのか不明としている。なお、出生により都市参事会員である者および財産ゆえに都市参事会員として適格と判断された者は聖職者に選任されてはならない旨を規定している法文^⑳が、オリエーンス道長官宛と考えられている。

(6) 聖職者の免除に関する一連のコーンスタンティーンス帝の勅法としては、法文^㉑、法文^㉒、法文^㉓、法文^㉔を参照。

⑳ 第二卷第二十六章第一法文

正帝コーンスタンティーンスがアジア管区総監たるペルフェクティツシミー級のテルトゥリアーヌスに⁽¹⁾「宣示す」。

もし何びとかが先に自らの権利のもとにある土地が侵奪されたことについて訴訟を申し立て、その訴訟に所有権と並んで境界に関する論争が伴うならば、まず所有地に関する審理を終え、次いで土地測量役が当該の土地に赴くよう命じられること。その結果、真実が明らかとされた上で、この種の係争が終えられるであろう。しかし、もし相手方が当該の土地の所有権を獲得しながら、土地の論争が手順

に則⁽²⁾って決着することができないようにするため、身を潜めて遅滞をもたらすならば、土地測量役を選んでその土地に差し向けよ。その結果、誠実な調査によって、当該の土地が土地を保有している者のものであることが判明したならば、原告は敗れて立ち去るであろう。これに対して、法廷に最初に訴訟を持ち込んだ者の主張が明らかとなったならば、相手方は侵奪者として告示⁽³⁾へによる罰を受けるであろう。ただし、⁽⁴⁾この処置は相手方が暴力によって、その土地を侵害したことが確かな場合である。なぜなら、所有者の過誤や不注意のせいで土地が他の者に占有された場合には、占有した側はただ土地だけを手放すべきなのだから。

ガッリカーヌスとシユンマクスがコーンスルの年の二月二二日ベッスム⁽⁴⁾で付与す。

- (1) Tertullianus. この人物は本法文からしか確認されない。
PLRE. i. p. 882 (TERTULLIANVS I).
- (2) Mommsen のバンクチュエーシヨンを採用し、locorum ordine, electus agrimensor と読み。Pharr は locorum, ordine electus の読みで、「手順に則って選び出された土地測量役」という訳出を行っている。

(3) *poena edicti. W. Goetius (Gothofredus, ad h. l. 所収)* は、

私暴力に関するユーリウス法〔学説彙纂〕第四八卷第七章第一法文〕や、境界の恣意的変更に関するハドリアーヌス帝の勅答〔学説彙纂〕第四七卷第二章第二法文〕といった刑事罰の存在を指摘しながらも、このコンスタンティヌス帝の勅法が全体としては民事訴訟を扱っていることを重視し、当該箇所^⑦の告示は *unde in* に関する法務官告示を指すものであると理解する。すなわち彼は、土地を侵奪された者は侵奪行為によって受けた損害を侵奪者から回復することができるという〔学説彙纂〕第四三卷第一章第一節第三一法文の法務官告示の内容が、本法文当該箇所^⑧の告示の罰にあたるとする。なお、コンスタンティヌス帝の出した暴力行為に関する勅法については法文^⑥、法文^⑩、法文^⑪を参照。

(4) 写本上では *Bessi* とあるが、このような地名は他史料から確認されな^⑫。Mommisen, p. CCXXI; Seck, *Regesten*, p. 180; Barnes, *New Empire*, p. 78 は「トラキア地方の *Bessapara* と考える。なお、コンスタンティヌス帝の同勅法を収録する『勅法彙纂』(第三卷第三九章第三法文)の *Haloandri editio* は、付与地としてヴェローナを記載している。

⑦ 第三卷第五章第三法文

同(「コンスタンティヌス)帝が道長官職の代理たる管区代官ウアレリアーヌスに(「宣示す)。

利得に関して、法を知らない女性であっても通常は救済されないものの、このことはまだ成年年齢に達していない女性に対しては、適用されない旨、以前の皇帝たちの法規が公にしている。それゆえ、結婚の愛情が消え去ってしまったときに何か非道なことが決められないように、我等は以下のように定める。すなわち、結婚の時点で、未成年である将来の妻に財産が贈与されて引き渡されたときには、かつて夫が贈与を公簿に登録することを欲しなかったことを理由にして、それら財産が返還請求されることはあり得ない。

ガッリカーヌスとシュンマクスがコンスルの年の四月二九日に付与す。

(一) *Valerianus. Gothofredus, ad h. l.* は、本法典第六卷第三章第一法文の *Paternus Valerianus* と同定する。 *PLRE. i, p. 938 (VALERIANVS 4)* は「この管区かは不明とした上^⑬、おそらへは *Paternus Valerianus* と同一人物だろうとす

no. cf. *PLRE*, i, p. 939 (Paternus Valerianus 15).

- (2) *aetas imperfecta*: *intra aetatem*. Gothofredus, ad h. l. は、同じ意味であるとした上で、*intra aetatem constitutae* を *in pupillaribus annis constitutae* と言い換え、*intra aetatem* と *minor aetas* とには差がないとする。が、*aetas perfecta* は常に二五歳であるとするので、*aetas pupillaris* は *aetas imperfecta* と同義となり、帝政前期の「未成年年齢」の意味を前者が有しなくなっている。年齢については、法文²⁴、法文²⁵註(3)、法文²⁶註(2)を参照。
- (3) *tempore nubitarum*. Gothofredus, ad h. l. は、*nubitiae* を *sponsalia* と理解し、語順として *traditae* の後に置かれるべきであるとして、文意を「未成年年齢である将来の妻に婚約の時点で財産が贈与されて引き渡されたときには」とする。

277 第一五卷第二章第一法文

コンスタンティヌス帝が水道長官¹マクシミアヌスに(宣示す)。

水道が通っている地所の所有者たちが臨時の負担から免除されることを我等は望む。これは、汚れでつまった水道

管がこの者たちの働きによって清掃されるようにするためである。そして、別の務めを果たしている者たちが水道の清掃を行うといった事態に立ち至ることのないよう、追加課税に関わる何か他の負担が当該所有者たちにのしかかってきてもならない。(水道管の清掃を)なおざりにした場合には、地所の喪失によって罰せられる。すなわち、その怠慢によって水道を危機にさらした者の地所は、国庫のものとなるであろう。加えて、水道が通過する地所の所有者たちは、水道本体から左右両側ともに一五ペースの間隔をあけて樹木を植えることを承知すべし。これらの樹木が育ちすぎたときには、その根が水道施設を壊してしまうことのないように、伐採するよう貴官の部署は監督すべし。³ ガッリカーヌスとシユンマクスがコンスルスの年の五月一八日に付与す。

- (一) *consularis aquarum*. 前一年にアウグストゥス帝によって水道庁 *cura aquarum* が創設され、元老院級の水道管理長官 *curator aquarum* が水道にかかわる業務全般を統括するようになった。クラウディウス帝の時代にはさらに組織が拡充され、騎士級の水道管理官 *procurator aquarum* が水道管理長官の指揮の下、より技術的な水道管理業務を担うよ

うになつた。本法文に登場する水道長官 *consularis aquarum* は元首政期の水道管理長官職の流れをくむもので、同じく元首政期の水道管理官の後継にあたるポストとして水道監督官 *comes formarum* があつた。cf. W. Eck, *The Growth of Administrative Posts*, in *CAH*, vol. 11, p. 239; Jones, *LRE*, pp. 691 et 695.

なお、法文^②では、*consularis aquarum* を「水道管理長」と訳したが、元首政期の水道管理長官 *curator aquarum* および水道管理官 *procurator aquarum* と訳し分けるために、今後、*consularis aquarum* は「水道長官」と訳す。

- (2) *Maximilianus, PLRE*, I, p. 575 (*IVLIVS MAXIMILIANVS*)
 ②は、本法文の名宛人マクシミアヌスを、三三三六—三三三三年に *vir clarissimus comes* であつたユーリウス・マクシミアヌスと同定している。

- (3) *Frontinus, De aquae ductu*, 126f.によれば、墓地、建造物、樹木が水道施設の躯体にしばしば被害を与えていたため、共和政末期の元老院決議によつて、水道施設の地表部分については両側一五ペース分、地下部分については両側五ペース分の空きスペースを確保し、そこに墓地、建造物、樹木を配してはならない旨、決まつたという。

②78 第二卷第二十六章第二法文

テオドシウス法典 (*Codex Theodosianus*) (一七) (後藤)

同 (II コーンスタンティヌス) 帝が首都長官 *パッスス* (宣示す)。

境界に関する訴訟を提起した人物が、判決によつて何らかの境界が画定されるより前に、他人の土地を自分のものとすることを望んでいたのだと判明したならば、その人物は悪意で請求したものを失うべし。のみならず、各人が己のものに満足して他人の権利のもとにある土地を請求することがないようにするため、その者は、土地の侵犯者であつた以上、訴訟で敗れたものとして、手に入れようと試みた分だけ (自らの) 土地を手放すべし。

ガッリカーヌスとシユンマクスがコーンスルの年の六月二〇日に読み上げ記録す。

- (1) *Basus*、この年の首都長官として *パッスス* なる人物は確認されない。従つて、官職名が *subscriptio* のいづれかに誤記があると考えられる。Seeck, *Regesten*, p. 115; *PLRE*, I, p. 154 (*Iunius Bassus* 14) は、コーンスル年を尊重し、この人物を三一八—三三一年に道長官を務めているユーニウス・パッススとする。Gothofredus, ad h. l. や Mommsen, ad h. l. も三一七年の首都長官 *セプティミウス・パッスス* の可能性を併記しながらも、この法の分類としては三三三〇年を採用

している。セプティミウス・バックスについては、法文⑳註(1)、法文㉑の註(3)、法文㉒註(1)なども参照。

- (2) *Si constiterit eum rem sibi alienam usurpare voluisse, non solum id quod male petebat amittat. 当該箇所を Gothofredus, ad h. l. は訴訟未決中に当事者が他人の土地を侵奪することを指すと解する。しかし、テキストには「望んでいた」とあるのみで、必ずしも実力行使の存在を前提としてはいない。また、境界の位置が本来は違う位置にあることを知りながら、多くの土地が自分のものとなることを望んで境界に関する訴訟を提起するという状況も想定される。このため、訳出にあたっては「悪意で請求した」という日本語訳を採用した。*

- (3) Gothofredus, ad h. l. および Mommsen, ad h. l. は首都長官バックスの官職就任年に鑑みて、写本上の「ガッリカーヌスとシユンマクスがコーンスルの年(=三三〇年)」が「ガッリカーヌスとバックスがコーンスルの年(=三二七年)」の誤写である可能性を提起している。

- (4) *lecta apud acta*. 法文㉓註(4) 参照。

㉒ 第二六卷第八章第二法文

同(=コーンスタンティヌス) 帝が道長官アブラー

ウイウスに(宣示す)。

まったき忠誠をもつてユダヤ教徒のシナゴークに父長や長老として我が身を捧げており、言及された宗派内に暮らしつつ自ら法を司っている者たちは、市民の負担と同じく個人の負担についても、すべて確実に免除されたままであるべきこと。したがって、その者たちがいま都市参事会員である場合であっても、彼らは決して何らかの随行義務に指名されてはならない。なぜならば、この種の人々はいかなる理由によつても決して、今いる場所から離れることを強いられるべきではないからである。一方、いま都市参事会員でない(聖職)者たちは、永久に都市参事会員職を免れるべきこと。

ガッリカーヌスとシユンマクスがコーンスルの年の一月二九日コーンスタンティーンポリスで付与す。

- (1) *Abavius*. この人物については、法文㉓註(1)、法文㉔註(4)、および法文㉕註(1)を参照。

- (2) *patriarchae vel presbyteri*. 「総主教」ではなく、「父長」と訳すことにした *patriarchae* については、法文㉓註(3)を参照。「長老」*presbyteri* はシナゴーク聖職者の呼称の一つであり、法文㉓における *maiores* と同義と思われる。□

Jones, *LRE*, p. 945. など。Gothofredus, ad. h. l. 1^o presbyteri はシナゴグ聖職者とするが、*法文*④③の maiores は違う意味に於る (*法文*④③註 (2) を参照)。

- (3) tam personalibus quam civilibus numeribus. munera municipalia あるいは munera publica (公共の負担) とも言われる「市民のムネラ munera civilia」とは、本来は「市民が果たすべき諸負担の総称」であり、「精神的配慮と身体労働によつて」果たされる「個人の負担 munera personalia, munera personae」と、個人の財産からの金銭や物資の供出によつて果たされる「財産への負担 munera patrimonialia, munera patrimonii」とに大別される。また、前者のうち「身体労働を伴う下級の負担 munera sordida corporalia」と「財産に課される物的負担の幾つかは、「下級の負担 munera sordida」と呼ばれる、諸負担の二区分を形成するようになっていった。*法文*⑤註 (3) および *法文*⑨註 (7)・(14)・(15) を参照。

ところで、*法文*⑨註 (7) にあるように、すでに帝政前期から「市民の負担」という語が免除特権との関連で言及されるときには、財産に課される負担を除いた、「個人の負担」からの免除のみを意味していた。だが、*本法文*においては「市民の負担」が、その「個人の負担」と併記されている。さらに、後段で具体的に言及されているのが随行義務からの免除であるので、*本法文*における「市民の負担 munera civilia」は、「国家に対して果たされるべき個人的

負担」と対比して、「都市に対して果たされるべき諸負担」という字義通りの意味で用いられていると思われる。都市参事会員が都市に対して果たすべき諸負担については、後出 *法文*⑨註 (4) を参照。

- (4) *法文*⑩ (三三一年二月一日付与) によつて、それまでは異教祭儀や皇帝崇拜の義務を伴う都市参事会への加入が免除されていたユダヤ教徒を、都市参事会に加えることが認められた。

- (5) prosecutions. Gothofredus, ad. h. l. は本法典第二二巻第八章の章題に用いられている意味。すなわち、公金 aura publica 搬送への随行義務とする。prosecutio には他に、都市の同職組合に課される公共使用牛馬の搬送義務 (prosecutio animalium) や、*法文*⑩に見られるような囚人移送の際の警護義務などもあった。cf. Jones, *LRE*, p. 859; Heumann/Seckel, s.v. [prosecutio].

三三一年

②⑧ 第四卷第八章第七法文

同 (II コーンスタンティヌス) 帝が道長官パッススに^①

〈宣示す〉。

一六年間善意⁽²⁾で自由のうちに留まっている者たちを（自由を時効取得した旨の）抗弁⁽³⁾によって請求者たちから防御する法⁽⁴⁾が公布されたことは、女奴隷の母と生来自由人の父から生まれてその期間中両親のもとで自由状態のうちに留まり続けた者たちにとって助けとはならない。なぜなら、〈主人のもとでの〉奴隷状態からの請け出しや替わりとなる若い奴隷の引渡ないし特有財産の分与⁽⁵⁾——これらの権原は、もし訴えられた者がそのうちの何らかの方法を用いて一六年間自由のうちに留まった場合には、彼を隷属の拘束から解放しうる——が証明されなければ、〈自由の〉適法な占有は正当に開始されてはおらず、自由の行使が空しく言い立てられている（にすぎない）からである。実際、共通の法によれば生まれた者は母の身分に従うことが必要なので、それゆえ、たとえ女奴隷が主人の寝台に上がったとしても、主人に対して自由身分の子ではなく奴隷の子をもうけるのである。

バッシスとアブラーウィウスがコンスルの年の二月二八日に付与す。

(1) Bassus, 道長官 Bassus については、*PLRE*, I, pp. 154f.

(*Iunius Bassus* 14) および法文⑭註(1)参照。なお、同名の首都長官 Bassus やイタリヤ管区代官 Bassus との関係については、法文⑭註(1)、法文⑰註(3)、法文⑱註(2)、法文⑲註(1)、法文⑳註(1)、法文㉑註(1)も参照。

(2) *bona fides*, *bona fides* はローマ法の術語として様々な領域で用いられており、訴訟法・債権法領域においては「信義誠実」、物権法とりわけ時効取得法領域においては「善意」（法律用語としての「善意」は、「ある事情を知らないこと」を指す）を意味すると解されることが多い（原田慶吉『ロープ法』（法文⑳註(2)所引）、H. Honsell/Th. Mayer-Maly/W. Selb, *Römisches Recht* (法文㉑註(2)所引)などを参照)。しかし、*bona fides* はローマ法のすべての領域において単なる「善意」以上のものを意味したとする最近の見解 (Alfred Süßner, *Bona fides - guter Glaube ?*, in: *ZSS* 122 [2005], pp. 1-61) や、時効取得におけるとも *bona fides* は「ある事情を知らないこと」という意味での「善意」と完全に一致するわけではないという見解 (Max Kaser/Ralf Knütel, *Römisches Privatrecht*, 18 Aufl. [München, 2005], p. 126) もあり、本法文における *bona fides* をいかに解すべきかが問題となる。本法文やディオクレティアーヌス帝の勅法（本法文註(4)）においては身分法に関わる「自由の時効取得」が論じられており、それゆえここでは、財産法領域における時効取得で要求される「信義誠実」という

よりは、「自分が自由身分でないことを知らずに、事実上自由のうちに留まっていたこと」に重点が置かれていてと解されるので、従来の理解に従って「善意」と訳しておくことにする。

- (3) *praescriptio*. 本来は方式書の「請求表示 *intentio*」の直前に付加的に書かれる「前書」の意味であるが(法文⑩註(3)参照)、「被告のための前書 *praescriptio pro reo*」はすでに *Gaius* の頃には「抗弁」を意味するようになっていた。紀元後二世紀末には、属州の土地に使用取得 *usucapio* 制度が適用されないことの不備を補うための時効取得の制度として、「長期間(占有)の抗弁 *praescriptio longi temporis*」(原告・被告が同一地域に住所を有する場合は二〇年、異なる地域に住所を有する場合は二〇年の占有によって属州の土地の時効取得が認められる)が、勅法によって承認され、後には動産についても承認されるに至った。「長期間(占有)の抗弁」による自由の時効取得を最初に認めたのは、紀元後三〇〇年のディオクレティアヌス帝の勅法(次註(4))であるとされる。cf. M. Kaser/R. Knittel, *op. cit.*, pp. 88; 126-127.
- (4) デイオクレティアヌス帝によって三〇〇年に付与された勅法(『勅法彙纂』第七卷第二二章第二法文)は、正当に自由の占有を開始して二〇年間善意で自由人として過ごしてきた者に「自由優遇 *favor libertatis*」によって自由を認めたと、コーンスタンティヌス帝は、(こ)で言及さ

れる現存しない法によってこれを一六六年間に短縮したと *Grubbs* は推測する。cf. J. E. Grubbs, *Law and Family in Late Antiquity: The Emperor Constantine's Marriage Legislation*, (法文⑩註(7)所引), p. 281. *Gothofredus*, ad h. l. c. (111) で言及される法はコーンスタンティヌス帝自身が公布した法であると解している。

- (5) 本文で言及される法やディオクレティアヌス帝の勅法(前註(4)参照)は、自由を時効取得するための要件として、「善意」、「二〇年間(本文で言及される法によれば一六年間)中断なしに自由状態にあること」、「正当に自由の占有が開始されたこと(これは「善意」と「正権原」を含む要件と解されている。cf. M. Kaser/R. Knittel, *op. cit.*, p. 126)」を挙げている。*Gothofredus*, ad h. l. は、「正権原」を満たすためには、生来自由人たる父親が子のために行う(女奴隷の主人のもとの)「奴隷状態からの請け出し」、生来自由人たる父親が女奴隷の主人に対して行う「替わりとなる若い奴隷の引渡」、女奴隷の主人が子に対して行う「特有財産の分与」のいずれか一つが必要とされたと解し、Kaser, *Das römische Privatrecht* II (法文⑩註(2)所引), p. 133, n. 28 は、「生来自由人たる父親が子のために行う(女奴隷の主人のもとの)「奴隷状態からの請け出し」または「特有財産を有する、替わりとなる奴隷 *servus vicarius cum peculio* の引渡による請け出し」が必要とされた」と解するが、*Gothofredus* の理解のほうがテキストに忠実

であるといえよう。

㉔ 第五卷第九章第一法文

コーンスタンティヌス帝が道長官アブラーウィウスに
 〈宣示す〉。

父または主人の意思と認識のもとで家から棄てられた男
 児または女兒を拾って、自らの養育費で丈夫に育てた者は
 誰であれ、自らの手で拾った子がそうなるようにと望んだ
 とおりの身分で、すなわち、息子〈という身分〉であれ奴
 隷〈という身分〉であれ、その子をそうしようと決めた
 おりの身分で、拾った子を手元に置くことができる。認識
 しつつ自らの意思で、生まれたばかりの奴隷または子を家
 から棄てた者たちによる返還請求の騒動はすべて、断固と
 して遠ざけられてあるべし。

バッスとアブラーウィウスがコーンスルの年の四月一
 七日コーンスタンティノーポリスで付与す。

(一) Ablavus. この人物については、法文の註(一)を参照。

㉕ 第八卷第一章第二法文

同(=コーンスタンティヌス)帝が〈宣示す〉。

貴官の部署から離れた所において、勤労と忠順による功績
 を何らあげていない者たちが、勤務に励む者たちに与えら
 れるべき地位に入り込むことができないようにするため、
 書記たちが自らの地位と〈昇進〉順序に従って記録簿に近
 づき、他の者たちは排除し、その管理の任に就くことが望
 ましい。したがって、書記たちの間では、各人が〈勤続〉
 期間に応じてその地位を獲得する資格を得るのと同様に、
 〈昇進〉順序と功績に準じて〈その地位を〉得るべきこ
 と。

バッスとアブラーウィウスがコーンスルの年の七月一
 日ドレーウィリーで付与す。

(一) *sublimitas tua*. Gothofredus, ad h. l. はこの呼称から、本法
 文が道長官に宛てて送られたものと考えている。なお、
 『テオドシウス法典』中で用いられる敬称を研究した R. W.
 Mathisen, "Imperial Honorifics and Senatorial Status", in
 Idem (ed.), *Law, Society, and Authority in Late Antiquity*, Ox-
 ford/New York, 2001, pp. 179-207 所収の表によれば、コー

ンスタンティーンヌス帝の時代に *sublimitus* の敬称が使われている官吏として、道長官以外にも、首都長官、總監コメスが確認される。

- (2) *exoptores*, Jones, *LRE*, pp. 565, 587-8. によれば、道長官庁は大別して、司法・行政部門と財務部門の二つに分かれており、そのうち、司法・行政部門は、最上位に *princeps*、次位に *cornicularius*、次いで *commentariensis* が位置し、その下に多数の書記 *exceptor* たちが配置されるという構成を取っていた。Jones, *loc. cit.* は上位に位置する役人たちのそれぞれの具体的な職務については不明なところがほとんどであるとしながらも、*commentariensis* については、四世紀中葉以降に刑事訴訟に携わったり、囚人の拘留、拷問役の管掌といった任務にあたっていた姿が確認できるところを指摘している。

- (3) *ad commentarios accedere*, J. の「記録簿に近づく」という表現を Jones, *op. cit.*, p. 587 および p. 58 (p. 1241) は、*commentariensis* の地位に昇進することであると解し、三三一年の時点で道長官庁の階梯が前註で見たように [*princeps*—*cornicularius*—*commentariensis*—書記たち] という体裁をとっていたと考える。これに対し、Gothofredus, *ad h. l.* はこの地位を *commentariensis* とする解釈には否定的である。彼は、むしろ「記録簿へのアクセスが可能になる」というようにこの箇所を解釈して、書記たちの長である *primicerius exceptorum* になることであろうとする。な

ぜなら、法文⁹⁹で出てきた *administro* の語 (Gothofredus は「(部局を) 司る」の意味で解釈) が本法文でも使われている上、「官職要覧」*Notitia Dignitatum* の帝室財産管理長官 *comes rerum privatarum* の項から、*primicerius* がすべての記録簿の管理を行っていたことが知られるからである。

- (4) *subscriptio* に従えば付与年は三三二年となるが、この年にコンスタンティーンヌス帝がトレウイリーにいたとは考えがたく、Mommisen, *ad h. l.* は *subscriptio* に何らかの誤記があると考える。Gothofredus, *ad h. l.* は本勅法がガリア道長官に送られたものと考え、*subscriptio* は本来トレウイリーで「揭示された」であったと解釈し、Seck, *Re-gesten*, p. 181 もこれに従う。

283 第二卷第二十六章第三法文

同 (II コーンスタンティーンヌス) 帝が全地方住民に (宣示す)。

前略。境界紛争があつた場合において、州総督プロコンスルの面前に訴えられる土地が五ペース未満であることが確実であつたときのみ、裁定人は拒絶レクサされないとする。当該訴訟

がそれ以上の広さに関わるときは、境界をめぐる訴訟ではなく所有権をめぐるそれであるので、州総督自身の面前で決定されねばならない。(一方)共有者が(他方)共有者から何かを請求するときは、何程かが給付されるべきかどうかを州総督がまず決定し、ついで履行されねばならないと確定したものが裁定人を通して回復されるべし。

バッセとアプラーウィウスがコーンスルの年の八月一日に付与す。

- (1) *quinque pedes*, 五ペース(= 一四六、八七cm)という幅は、もともと十二表法の第七表第一条に規定されており、隣り合う家屋間に五ペースの空間を設けねばならないという公的規律に由来する。同表第二条によれば、五ペースの境界幅が保たれずに争いとなったときは、土地境界画定訴訟 *actio finium regundorum* により訴えを提起でき、この訴訟では土地測量役 *agrimensor* が *arbiter* として登場する。cf. Kaser, *Das römische Privatrecht I* (法文②註(3)) 所引, pp. 125f.

- (2) *arbiter*: 帝政前期までは、専門的、技術的知識を要する紛争の解決において、裁判担当政務官は、審判人に代えて専門家たる裁定人を指名することができた。具体的には、共有物もしくは相続財産の分割、または境界線の画定に係

る紛争解決において指名された。Berger, *Encyclopedic Dictionary* (法文②註(3)) 所引, s.v. [Arbiter]. 帝政後期にあつては、実地検証や、それに関わる調査を自らの裁量により遂行しなければならない、授権された裁判官を意味し、これは、当事者によって自由に選任される仲裁人としての *arbiter* とは異なる。cf. Kaser/Hackl, *Das römische Zivilprozessrecht* (法文③註(3)) 所引, p. 549; Gohofredus, ad *Co.* によれば、五ペースという幅員内に関して訴えが提起されたときは、州総督は一人の裁定人を選任しなければならない、これを本勅法は「拒絶されない」と表現していると、十二表法上の三人の裁定人と対比している。

②84 第三卷第三〇章第四法文

(同「コーンスタンティヌス」帝が)全地方住民に〈宣示す〉。

前略。未成年者の保護者、すなわち後見人または保佐人が、訴訟上請求されている物の関係者として、命じられてるように(後見人または保佐人として)遂行することを拒絶し、彼ら(未成年者)を事実的に反して(訴訟当事者として)名指しした⁽¹⁾ときは、未成熟者か成熟者かを問わず

何ものも失われるべきではないので、訴訟の結果のいかん
に拘わらず、〈係争物の〉評価がなされて、その三分の一
から計算された金額だけ、保護者は自身の財産から国庫に
支払うべし。もし保護者が貧困であるときは、完全な権利
が未成年者自身に保持される条件で、頭格減少⁽³⁾を受けて、
ローマ市民たることを止めるものとする。(後略)

パススとアブラービウスがコーンスルの年の八月一日
に付与す。

(1) 帝政前期の終わり頃にはまだ、二五歳未満者 *minor* が訴訟
遂行のために保佐人を設定する必要性は必ずしもなかつ
たが、訴訟の相手方は保佐人の設定を政務官に要求するこ
とはできた。しかし、しだいに、二五歳未満者が訴訟遂行
するには保佐人が必要とするとの考えが強まってきたとさ
れる。cf. Kaser, *Das römische Privatrecht* II (法文⑮註(2)
所引), pp. 117f., n. 17. 法文⑳および㉑をその註とともに参
照。

(2) 未成年者 (*minor*)、未成熟者 (本法文では *pupillus*)、成
熟者 (本法文では *adultus*) については、法文⑮註(2)、
法文⑰註(2)、法文⑱註(2)・(5)、法文⑳註(4)、
および法文㉑註(9)を参照。

(3) 頭格減少 *capitis deminutio* については法文㉑註(6)を

参照。

㉒ 第四卷第五章第一法文

コーンスタンティヌス帝が地方住民に〈宣示す〉。

前略。訴訟未決の間は、争いの対象となつているもの
は、贈与、購入、何であれその他の契約に基づいて、親密
な関係にある者または親密でない者に移転されるべきもの
ではなく、〈もし移転されたとしても〉それにも拘わらず、
あたかも何もなされなかつたかのように、訴訟は終結され
るべし。

(1) もし後見の事案が問題となつているときは、裁判官
の審理の後、判決を補完するものとして、⁽¹⁾ 裁定人が設定さ
れるべきであるが、それは、もはや裁定人ではなく、執行
人と考えられるべきものである。後略。

パススとアブラーウィウスがコーンスルの年の八月一
日に付与す。

(1) *in supplementum pronuntiationis*. Gothofredus, ad h. l.によ
れば、裁判官、すなわち州総督は、後見人または共有者か

ら何かが給付されねばならないか否かを判断し、その後には
 裁定人を設定して、この者を通して給付させることにな
 り、このことが「判決を補完する」と表現されている。ゆ
 えに *Gothofredus* はこの句を、*in consequentias, et ad*
causam penitus finiendam seu terminandam (「続けて、訴訟
 を完全に終了させるために」と言い換えている。さらに、
 ここでこの裁定人は、法文(註(2))に現れる共有物の分割
 や境界画定の際のそれとは異なり、訴訟を完全に終了させ
 る役割を果たすのであるから、「執行人」とされる、とす
 る。

②60 第二一卷第三〇章第一六法文

同(「コーンスタンティヌス」帝が全地方住民に〈宣
 示す〉)。

コーンスル級州総督、総^{コメス}監、および道長官に代わって裁
 判をする者たちが、上訴、授權されたこと、⁽¹⁾通常審理のい
 ずれにつき判決を下したのかを問わず、その者たち(の担
 当審級)から異議申立されることを我等は許容する。ただ
 し、上訴者に裁判官が上申書の写しを与え、両当事者の反
 対答弁書および自身の書簡付き一件書類を我等に送付する

こと。これに対し、唯一皇帝に代わって裁判を行うと正当
 にも言われねばならない道長官からは、今や我等の尊厳が
 汚されるとみられないように、異議申立されることを我等
 は許さない。上訴を提出したものの裁判官によって受け付
 けられていない旨、敗訴者が主張するときは、あたかも上
 訴が受け付けられたものとして、道長官の面前で新たに争
 うために、道長官のもとに赴くべし。そして、〈原審での〉
 敗訴者は、不当に上訴したとみられるときは、敗訴した
 上、不名誉者として立ち去るべし。一方、勝訴したとき
 は、上訴を受け付けなかった裁判官について、相応の刑罰
 によって罰せられるように、我等に報告されるべし。
 バッスとアブラーウィウスがコーンスルの年の八月一
 日に付与し、九月一日コーンスタンティノーポリスで掲示
 す。

(1) *ex delegato*. 裁判における授權には二つ考えられる。最
 も厳密な意味でのそれは *delegatio iurisdictionis* または
iurisdiclio delegata と表現され、事案を審理し、判決を下す
 ために皇帝が第一審または上訴審において、官僚または私
 人にその裁判権を与えることをいう (*ex divina delegatio-
 ne*)。一方、特定の問題につき、皇帝または高位の官僚裁

判官が他の官僚または私人に授権する場合もある。

前者は、皇帝が通常の裁判組織体制に反して他の機関にその裁判権を移す、いわば代理である点に特徴を有する。ordinari;とも表現される通常の裁判組織は、軍事及び国庫に係る裁判組織に対比される一方、ordinari;という用語は、最下級審の正規裁判官としての州総督をも示し、これはより高位の裁判権保持者 (proconsul, vicarius, praefectus 等) と対比される (法文⑤註(2) 参照)。これに対し、後者は、特別授権とされ、個別事例ごとに、皇帝または高位官僚が官僚または私人を選任して授権し、当該被授権者たる裁判官は皇帝の名前または授権政務官の名前で判決を下すことになる点に特徴を有する。本件は、後者に属するケースとされる。cf. Berger, *Encyclopedic Dictionary* (法文②註(3) 所引), s.v. [Iurisdictio delegata]; Kaser/Hackl, *Das römische Zivilprozessrecht* (法文⑩註(3) 所引), pp. 528-532.

(2) 上申書と反対答弁書については法文⑩註(3)、一件書類については法文⑥①、⑥②、⑧⑧、⑩⑩を参照。

287 第一一巻第三〇章第一七法文

同 (II コンスタンティヌス) 帝が全地方住民に〈宣

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (二七) (後藤)

示す)。

〔法律上〕許されている異議申立をしなかった者は、永久に沈黙しなければならず、恥知らずにも請願によって助力を我等から求めるべきでもない。もしそのことをなしたときは、流刑^②により罰せられるべし。

バックスとアブラウイウスがコンスルの年の八月一日に付与し、九月一日に掲示す。

(1) licita, Gothofredus, ad h.l. は、'quae omnibus patet (万人に開かれている) と言ひ換えるが、上訴期間、提出書類などにつき既に公になつてゐる法令 (法文⑨+⑩、法文②④、⑧③、⑧④、⑩⑨および⑩⑩を参照) を前提とした語と考へることも可能であり、ここでは後者の意に解して訳出した。

(2) deportatio, 法文⑩註(2) を参照。

288 第一一巻第三四章第一法文

コンスタンティヌス帝が全地方住民に〈宣示す〉。

異議申立をせずにおきながら、総監^{「メス」}および我等に代わ

つて裁判を行ったその他の者たちの判決に反して訴訟を再開しようとし、恐怖に駆られて上訴の手段をとらなかつたと主張する者は、全財産没収とともに島に追放され、その財産は国庫に付与されるべし。その件については、裁判は、我等または我等の命令に基づいて道長官のそれとなるべし。

バッススとアブラーウィウスがコーンスルの年の八月一日に付与し、九月一日に掲示す。

- (1) *vice nostra*. この表現は、本勅法以外、三法文（本法典第一卷第三〇章第二一法文、同卷同章第二八法文、同卷第三六章第三法文）でみられ、ここでは *vice sacra* と同じ意味と理解して翻訳している。cf. O. Gradenwitz, *Heidelberg Index zum Theodosianus* (Berlin 1925 [Ndr. Hildesheim 1999]), s.v. [nostrer]; [vicis].

- (2) *in qua re*. Gothofredus のバンクチュエーション (*in qua re* の前がセシコロロンで、前文につながる) に従えば、「恐怖に駆られて上訴の手段をとらなかつたときは、裁判は、我等または我等の命令に基づいて道長官のそれとなるべし」の意になるが、それでは本文文の内容と矛盾する。「」では *in qua re* の前にピリオドを打ち前後を分かち Mommsen のバンクチュエーションに従い、「(原審裁判官の脅し

にも拘わらず、上訴は正規の手続に従って進めるべきであり、) 上訴がなされていた場合には管轄が皇帝か道長官である」という意味に解して訳出している。

②⑧ 第七卷第二二章第三法文

同(ルコーンスタンティヌス)帝がエウアグリウスに(宣示す)。

いかなる官庁であれそこに属する役人から生まれた者たちは、その者たちの親が今なお(職務の)誓約に縛られているのであれ、既に退官してしまっているのであれ、親の職に就くべし。

バッススとアブラーウィウスがコーンスルの年の八月四日に付与す。

- (1) *Evagrius*. エウアグリウスについては、法文⑤註(1)および(4)、法文⑩註(1)、法文⑫註(1)参照。
- (2) *locus*. Gothofredus, ad h. l. によれば、本法文の *locus* は *militia* と同じ意味を示す。cf. Jones, *LRE*, pp. 594f., n.74.

290 第二二卷第一章第一九法文

同（IIコーンスタンティヌス）帝がエウアグリウスに
（宣示す）。

様々な都市の少なからぬ都市参事会員たちが、公けの保護が与えられるべき未成年者たちを節操も無く都市参事会の成員集団へと召集し、かくて、少なからぬ七・八歳の者たちを指名したことが確認されている。それゆえ、我らは以下のごとく決定する。すなわち、一八歳（2）にならない限り、何びとも決して指名により都市参事会へと召集されてはならず、諸々の役割への奉仕に服するよう強要されてもならない。これらの者たちが将来も守られることを我等は望む。また、この年齢以下でありながら、既に〈都市参事会へ〉指名されてしまった者たちが束縛から解放されるよう、都市参事会員から取り除かれることを我等は望む。なぜなら、一八歳になったときに、付与された法（3）に基づいて国家公務（4）へその名を加えることが出来なかつたり避けたりしたならば、都市への奉仕に引き渡されることが可能だからである。

パッスとアブラーウィウスがコーンスルの年の八月四日に付与す。

テオドシウス法典（Codex Theodosianus）（二七）（後藤）

(1) Exagrus. エウアグリウスについては、前掲法文 288 註

(1) を参照。

(2) 都市参事会員の資格年齢については、法文 273 註 (3) を参照。

(3) 本法文は法文 280 と日付が同じであり、Momm森によれば本来は一つの法文であった。その法文 280 は兵士や退役兵の息子についての章に収められている。Gothofredus, ad h. 『も本法文を退役兵の息子の都市参事会への加入をめぐる問題を扱ったものとしている。退役兵の息子の都市参事会加入をめぐる問題については、法文 284、法文 287、法文 288、法文 289 を参照。ただし、法文 289 が兵士や退役兵の息子についての章に入れられたのは後代の編纂者の判断であり、本法文を退役兵の息子について扱ったものとは限定できない。都市参事会の加入年齢を一八歳とする規定については、法文 280 を参照。

(4) militia. 国家公務（4）については、法文 283 註 (3) および法文 288 註 (4) を参照。

291 第二二卷第一章第二〇法文

同（IIコーンスタンティヌス）帝が道長官エウアグリ

ウスに（宣示す）。

年齢に基づきながらであれ業績に基づきながらであれ⁽²⁾都市の全負担⁽³⁾を完全に果たしてしまわない限り⁽⁴⁾、都市参事会員の何びとも管理官職や都市監督官職に就いてはならない。政務を掌ることを望み、（有力者の）推薦により実際にその地位に就いた者は、求めた職務から排除されるのみならず、勅書や親任状⁽⁶⁾がその者からただちに取り上げられ、（その者は）宮廷へ送られるべし。

バススとアブラーウィウスがコーンスルの年の八月一日に付与す⁽⁷⁾。

- (1) Evagrius. エウアグリウスについては、前掲法文⁽⁸⁾註(一)を参照。
- (2) Gothofredus, ad h. l. によれば、「年齢」とは高齢ゆえ負担を免れることを示し、「業績」とは都市の政務官職を果たしたことを示す。
- (3) patria. ^{パトリヤ}都市については、法文⁽⁹⁾註(2)参照。
- (4) nisi omnibus omnino muneribus satisfecit patriae. 都市の負担については、ディオクレティアヌス帝治世のヘルモゲニアヌスや、同時代のアルカディウス・カリシウスといった法律家たちによって詳細にリストアップされている(Dig. 50.4)。それによれば、公共建造物の維持、都市への

食糧供給、都市公文書の管理など多岐に渡る。ただし、そこに列挙されているものがすべてではなく、変更されることもあったという。詳しくは、Lepellety, *Les cités de l'Afrique romaine au Bas-Empire* (法文⁽¹⁰⁾註(2)所引), pp. 206-213; Jones, *LRE*, p. 749, n.87を参照。なお、法文⁽¹¹⁾では、都市の全負担を果たすことなく推薦によって得たベルフェクティッシミー級などの荣誉は無効とされる旨、規定されている。また、負担一般については、法文⁽¹²⁾註(3)、法文⁽¹³⁾註(3)を参照。

- (5) procuratores vel curas civitatum. 管理官職と都市監督官職のうち、後者の都市監督官職については他の史料からも広く知られている。異説はあるものの、トラヤーヌス帝治世のイータリアで初めて確認される官職である。当初は、財政に問題のある都市に対し皇帝によって派遣された職だったが、四世紀には都市の政務官職に変質していったとされる。詳しくは、Lepellety, *op. cit.*, pp. 168ff.を参照。それに対し、管理官職については明確ではなく。Gothofredus, ad h. l. は civitatum を procuratores et curas 双方にかかるものと解しており、その場合、訳は「都市の管理官職や監督官職」となる。しかし、Lepellety, *op. cit.*, p. 187, n.224は本法文に示されている都市管理官職の存在については不明としている。また、法文⁽¹⁴⁾では、管理官職を購って国庫から利益を得た後、解職を得た者は都市参事会員に任命される旨、規定されている。その法文⁽¹⁵⁾では皇帝領の

管理官と解して註を付した。

- (6) *epistula vel codicilli*. Gothofredus, ad h. l. *† epistula* を皇帝による官職への任命状、*codicilli* を行政関係のものとして解している。しかし、Berger, *Encyclopedic Dictionary* (法文②註 (c) 所引), s.v. [*codicillus*]; Heumann/Seckel, s.v. [*codicillus*] は、*codicillus* を皇帝による官職への任命状としている。また、Jones, *LRE*, p. 530 は、*comitiva* への加入の説明に際して、*codicil* と *letter* は似たような効果を持つものと説明し、前者は受け取り手を実際の *comes* とするものであるのに対し、後者は *ex comitibus* の地位を与えるものと説明している。すなわち、両者の違いとして、与えられる特権など質的な違いがあったと想定している。なお、法文⑤では *codicillus* を小書附と訳出したが、法文⑩や本法文における *codicillus* は、小書附と訳すべき *codicillus* (これについては法文⑤註 (2) および法文⑩を参照) とは別のものである。親任状と訳出することにする。
- (7) 本法文は先の法文②⑧・②⑨とあわせ、単一の法文を構成していたと Mommsen は考えている。しかし、本法文は法文②⑧・②⑨とは日付が異なる。Mommsen や Seeck, *Regesten*, pp. 181; 435 は、本法文の日付を法文②⑧・②⑨にあわせ八月四日とすべきだとしている。他方、Gothofredus, ad h. l. は本法文の日付を変えず、法文②⑧の日付を本法文にあわせるべきとしている。

(未完)

(附記) 今回の担当者は、大清水裕、後藤篤子、芹澤悟、田中創、林信夫、樋脇博敏である。